

## 介護保険負担限度額認定申請上の注意事項

### 1 申請時に提出が必要な書類

#### ア 介護保険負担限度額認定申請書

「申請書」の記入もれがないかをご確認ください。

##### 「配偶者に関する事項」

配偶者の課税状況について、所得照会を行う場合がありますので、すべて記入されているかをご確認ください。

##### 「預貯金等に関する申告」

本人及び配偶者の預貯金等の資産の額は、自己申告が基本となります。預貯金等に関する申告欄は記載もれが多いので、ご注意ください。

##### 「個人番号（マイナンバー）記載欄」

個人番号欄が空白であっても、記載内容に誤りがなければ、申請書等を受け付けます。  
個人番号の記載がある場合は、個人番号確認及び本人確認が必要となります。

#### イ 各機関への照会にかかる同意書（申請書の裏面）

必要に応じて、預貯金等の額について各金融機関等に照会を行う場合がありますので、同意書への記入をお願いいたします。

「同意書」の記入もれがないかをご確認ください。

同意書が申請書の裏面となっており、記入もれが散見されます。

同意書の記入がない場合は、申請書を受け付けできません。 その場合、記入のうえ、再度提出いただくことになり、認定が遅れる場合もありますので、十分確認してください。

#### ウ 資産等の詳細について

下記「エ」に該当する全ての資産について、詳細を記入してください。

#### エ 本人及び配偶者の預貯金等の資産を証する資料（写し）

「資産等の詳細について」の金額に間違いがないかを、預貯金等の資産を証する資料をもって確認します。

お持ちの預貯金等の資産を証する資料を提出してください。

◎預貯金等の資産を証する資料とは・・・

対象となる資産の種類	必要な書類
預貯金 (普通・定期預金、積金)	通帳の写し ① 口座名義等の記載ページ（通帳表紙裏の見開きページ） ② 口座残高の記載ページ（最新の記帳から2ヵ月分） ※現在の残高が分かるよう、申請前に記帳の上ご提出ください。 ※同じ通帳に定期預金のページがあればそちらも必要です。

有価証券、投資信託	証券会社や銀行、信託銀行の口座名義等と残高の記載箇所の写し ※ウェブサイトの写しも可
金・銀など（購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属）	購入先の銀行等の口座名義等と口座残高の記載箇所の写し ※ウェブサイトの写しも可
現金（タンス預金など）	申請書にその額を記入してください。
負債（借入金・住宅ローンなど）	借用証書など

書類の添付もれ等がないかをご確認ください。

以下の確認をお願いします。

- ・ 必要部分（上記①口座名義等・②口座残高）の写しが添付されているか。
- ・ 配偶者「有」の方は、本人に加え、配偶者名義の通帳等の写しも添付されているか。
- ・ 個人番号の記載があり代理人申請の場合、代理権確認書類（委任状等）が添付されているか。

2 申請にあたり、下記に該当する場合はご注意ください。

ア 配偶者のいる方

同一世帯か別世帯かに関わらず、配偶者名義の預貯金等の資産を証する資料（写し）の提出も必要となります。

イ 夫婦ともに軽減を受けようとする方

申請は被保険者ごとに必要です。それぞれの申請書に夫婦2人分の預貯金等の資産を証する資料（写し）添付してください。

ウ 申請時に要件を満たしていない方

申請しても、認定を受けることはできません。要件を満たした時点で申請してください。  
（要件を満たさない例）

- ・ 預貯金等の額が該当基準額以上ある。
- ・ 同一世帯でない配偶者が市民税課税者である。

エ 本人以外の方が申請する場合

申請書の最下部にある「申請者氏名」等の欄に記入してください。

オ 前年分の所得が未申告の方

税務課窓口にて申告をお願いします。

カ 個人番号の記載がある場合

被保険者の個人番号確認及び申請者の身元確認、代理人が申請する場合は代理権の確認が必要となります。確認書類をお持ちください。

※被保険者ご本人が認知症等で意思表示ができないなど、代理権の授与が困難な場合は、申請書に個人番号は記載せず提出してください。